

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年8月30日
厚生労働省
保険局国民健康保険課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について、令和6年5月24日（金）から同年6月22日（土）まで御意見を募集したところ、53,028件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	(現行の被保険者証は継続すべきというご意見) ・マイナンバーカードの普及が進まないなか、現行の被保険者証を廃止するとマイナンバーカードを持たない者が保険診療を受けられなくなる懸念がある。	現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナンバーカードによる電子資格確認を基本とした仕組みに移行することは、第211回国会における「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」のご審議を経て決定されたものです。 一方で、被保険者証の新規発行終了後に、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただけるよう

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子資格確認を行う機器の故障などが生じたときや、感染症の感染拡大防止のために車中等で検査を受けるような場合などのためにも残しておくべき。 ・カードリーダーでの医療機関の受付に不慣れな方が多く、窓口で説明するスタッフが必要になるなど、医療機関窓口の負担が増えている。 ・マイナンバーカードに被保険者証の機能を一体化すると、マイナンバーカードを常時携帯することになり、子どもや高齢者が紛失するリスクがある。 ・資格確認書の発行のために、現行の被保険者証を残せば生じないコストがかかる。 ・身体障害のある方など、資格確認書の申請を行うことができない場合がある。 ・健康保険法改正では、資格確認書の交付に係る規定は整備されていたものの、健康保険証の交付義務を削除する旨は規定されておらず、本省令案において削除することの説明が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日以降も、最大1年間、現行の被保険者証が使用可能であるほか、 ・マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず各保険者において資格確認書を発行するなど、必要な措置を講じることとしています。 また、保険者から被保険者に対し、健康保険証の廃止について、現行の健康保険証の有効期限、資格確認書の交付の運用等も含めて周知しています。 高齢者や障害者等を含め、被保険者が必要な保険診療を受けられないといったことがないように、引き続き、きめ細かな対応に取り組んでまいります。 なお、健康保険証の廃止に伴い、現行の健康保険証の発行に要しているコストの削減等が想定され、今後将来にわたり医療保険者全体でコストの削減につながるものと考えています。
2	(マイナンバーカードと被保険者証の一体化に反対というご意見)	マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、過去の服薬情報や特定健診の結果など、患者本人の健康・医療に関する多くのデータに基づいた、より良い医療を

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意で作成する個人番号カードに、保険診療を受けるために必要な被保険者証の機能を持たせるべきではない。 ・ 他人の情報が誤って紐付けられているなど、電子資格確認のシステムにはトラブルが多い。個人情報漏洩するのではないか。 	<p>受けていただくことが可能になるほか、医療機関や医療保険者にとっても様々な事務コストの削減にもつながるなど、多くのメリットがあると考えています。</p> <p>国民の不安払しょくのため、令和5年12月までにマイナンバーの紐付け誤りの総点検を完了するとともに、医療情報という特性を踏まえ、登録されている全データについて、住民基本台帳の情報との照合を実施し、必要な確認作業を終了しました。</p> <p>今後とも、国民への周知広報の取組も行いながら、マイナ保険証の利用促進を積極的に推進するとともに、マイナ保険証への移行に際して、全ての方が安心して確実に保険診療を受けていただける環境整備に取り組んでまいります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の通院においては、家族やヘルパーが付き添う場合も多く、代理で受付に並んで手続を行うこともあるが、本人の顔認証が必要となると負担が大きい。 	<p>顔認証付きカードリーダーでの認証は、顔認証や4桁の暗証番号のほか、マイナンバーカードの顔写真の目視確認によっても可能です。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電子資格確認を受けることができない状況」にあるときは、資格確認書の交付を求めることができるとされているが、この状況とはどういうものか。本人の意思によりマイナンバーカードの交付を受けていない場合や、マイナンバーカードの登録を解除した場合も含まれることと明示的に規定すべき。 	<p>マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードの利用登録を解除した者、マイナンバーカードを紛失した者などが含まれ、この点は昨年12月に発出した事務連絡においてもお示ししています。</p>

5	<p>・マイナンバーカードの紛失時や電子証明書の失効時の医療保険資格に関する取扱いについて、トラブルを回避するために省令等に定めておくべき。</p> <p>また、マイナンバーカードや資格確認書の有効期限が到来する前に、保険者から被保険者に対して通知を行い、更新手続の勧奨を行いながら、更新手続がない場合には職権で資格確認書を交付することとする旨を規定すべき。</p>	<p>何らかの理由によりマイナンバーカードを使わずに電子資格確認を行うことができない場合の資格確認の方法については、既にお示ししているところではありませんが、改めて、この省令とは別に今後お示しする予定です。</p> <p>資格確認書については、各保険者において、最大1年間有効な現行の保険証や資格確認書の有効期限等を勘案した上で、切れ目なく交付いただくこととなります。</p>
6	<p>・資格確認書の交付を申請してから交付されるまでの期間について、「速やか」とは具体的にどの程度を指すのか明確にすべき。</p>	<p>保険者によって交付の運用は異なり、運用の実態に応じて保険者において適切に対応いただくものと考えています。</p>
7	<p>・資格確認書の材質について、紙なのかプラスチックカードなのか、あるいは任意なのかを明確に規定すべき。</p>	<p>できる限り効果的・効率的な運用で、保険者等に追加の事務負担が極力生じないように、現行の実務を活用して、材質は紙かプラスチックを保険者が選択することとしています。</p> <p>保険者から被保険者に対し、資格確認書の交付の運用等も含めて周知しています。</p>
8	<p>・資格確認書については、被保険者の申請によらずに保険者が交付する義務を負うべき。特に高齢者、施設入居者などは資格確認書の有効期限が切れる度に申請するのは難しいほか、DV被害を受ける被扶養者等、マイナ保険証の利用登録も資格確認書の申請も行えない場合も想定される。</p>	<p>現行の被保険者証からマイナ保険証への移行期においても、高齢者等を含むすべての国民が安心して保険診療を受けられるよう、当分の間、マイナ保険証を保有していない者やDV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者には申請によらず、資格確認書を交付することとしています。</p>

		<p>高齢者や障害者等を含め、被保険者が必要な保険診療を受けられないといったことがないように、引き続き、きめ細かな対応に取り組んでまいります。</p>
9	<p>「短期被保険者証」の廃止に伴い、被保険者の保険料（税）の納付相談の機会などの法令根拠が曖昧になるのではないかと。少なくとも従前と同様の相談活動などが保険者において行えるよう、短期被保険者証等に関する規定や保険料納付に関する規定を整備すべき。</p>	<p>第211回国会でのご審議を経て令和5年に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」において、短期被保険者証の交付をする際と同程度の接触の機会を図り、保険者が滞納者の特別の事情の有無等を適切に把握できるよう、保険者は、保険料を滞納している世帯主等に対して保険料の納付の勧奨、保険料の納付に係る相談の機会等を行うことが規定されました。</p>

※上記のほか、203件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。